

「小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部改正（案）」に対する意見公募（パブリックコメント）の結果について

令和2年6月15日
経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

1. 概要

経済産業省及び環境省では、「小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期の報告に関する事項を定める省令の一部改正（案）」の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

○募集期間：令和2年4月3日から5月3日まで

○提出方法：メールフォーム、郵送及びFAXにて御意見を受付

2. お寄せいただいた御意見

2件（本件と関わりのない意見3件あり）

3. 公示日・施行日

公布日：令和2年6月15日

施行日：令和2年7月1日

4. 御意見と御意見に対する考え方：別紙の通り